

議案第 2 号

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市行政区画審議会条例の廃止)

第1条 川崎市行政区画審議会条例（昭和46年川崎市条例第36号）は、廃止する。

(川崎市市民ミュージアム条例の一部改正)

第2条 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

(川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正)

第3条 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

(川崎市大山街道ふるさと館条例の一部改正)

第4条 川崎市大山街道ふるさと館条例（平成4年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を削り、第20条を第18条とする。

(川崎市男女共同参画センター条例の一部改正)

第5条 川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号）

の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(川崎市青少年問題協議会条例の一部改正)

第6条 川崎市青少年問題協議会条例（昭和33年川崎市条例第26号）の一

部を次のように改める。

第3条第3項を削り、同条第4項中「副会長1人」を「会長及び副会長各1人」に改め、同項を同条第3項とする。

(川崎市立労働会館条例の一部改正)

第7条 川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号）の一部を次

のように改正する。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とする。

(川崎市生活文化会館条例の一部改正)

第8条 川崎市生活文化会館条例（平成7年川崎市条例第47号）の一部を次

のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(川崎市社会福祉審議会条例の一部改正)

第9条 川崎市社会福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第14号）の一部

を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に関すること。

第7条第1項中「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、審議会に老人福祉専門分科会を置く」を「審議会に次の表左欄に掲げる専門分科会を

置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する」に改め、同項に次の表を加える。

老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項
地域福祉専門分科会	地域福祉計画に関する事項

第7条第2項及び第3項中「及び老人福祉専門分科会」を「、老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会」に改める。

(川崎市葬祭条例の一部改正)

第10条 川崎市葬祭条例（昭和27年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「市の」を「市長の」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項の指定をしようとするときは、川崎市市民葬儀運営協議会の意見を聴くものとする。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(市民葬儀運営協議会)

第16条 前条第3項に定めるもののほか、同条第1項に規定する市民葬儀の運営に関する事項について調査審議するため、川崎市市民葬儀運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(川崎市総合教育センター条例の一部改正)

第 1 1 条 川崎市総合教育センター条例（昭和 6 1 年川崎市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 章 総合教育センター運営委員会（第 1 5 条）

第 6 章 雑則（第 1 6 条・第 1 7 条）」

を

「第 5 章 雑則（第 1 5 条・第 1 6 条）」

に改める。

第 5 章を削る。

第 6 章中第 1 6 条を第 1 5 条とし、第 1 7 条を第 1 6 条とし、同章を第 5 章とする。

（川崎市市民館条例の一部改正）

第 1 2 条 川崎市市民館条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を削り、第 2 2 条を第 2 1 条とする。

（川崎市立図書館設置条例の一部改正）

第 1 3 条 川崎市立図書館設置条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

（川崎市教育文化会館条例の一部改正）

第 1 4 条 川崎市教育文化会館条例（昭和 4 2 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条を削り、第 2 2 条を第 2 1 条とする。

（川崎市青少年の家条例の一部改正）

第 1 5 条 川崎市青少年の家条例（昭和 6 3 年川崎市条例第 2 2 号）の一部を

次のように改正する。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とする。

(川崎市少年自然の家条例の一部改正)

第 16 条 川崎市少年自然の家条例（昭和 52 年川崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とする。

(川崎市黒川青少年野外活動センター条例の一部改正)

第 17 条 川崎市黒川青少年野外活動センター条例（平成 3 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条及び第 16 条を削り、第 17 条を第 15 条とする。

(川崎市青少年科学館条例の一部改正)

第 18 条 川崎市青少年科学館条例（昭和 46 年川崎市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

(川崎市立日本民家園条例の一部改正)

第 19 条 川崎市立日本民家園条例（昭和 42 年川崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を削り、第 17 条を第 16 条とする。

(川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部改正)

第 20 条 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例（平成 20 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を削り、第 21 条を第 20 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日
- (2) 第3条の規定 平成27年6月1日
- (3) 第19条の規定 平成27年7月1日
- (4) 第7条の規定 平成28年4月1日
- (5) 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日
- (6) 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日
- (7) 第6条の規定 平成28年9月1日
- (8) 第5条の規定 平成28年10月1日
- (9) 第8条の規定 平成28年11月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第10条の規定による改正後の川崎市葬祭条例第16条第1項の規定により設置される川崎市市民葬儀運営協議会に相当する合議体（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により川崎市市民葬儀運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

参考資料

制 定 要 旨

附属機関の見直しに伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。